

度の整備も進んでいる。しかも、その権利主張は、官主導ではなく、労働団体や宗教団体等の民間の組織主導型になっている。

また、法的にも「ホーム法」あるいは「成年後見制度」のように、国が社会的にも弱い立場の老人や障害者を守る法律がある。これに引き替え日本は、元々色々なことが官主導で推進されて来たがために、お上大事という思想から、民が官に向かい、権利主張したり、あるいはそのための社会的制度も乏しい。このことの基本整備をすることが極めて重要なことになる。特に「成年後見制度」は公的介護保険の展開上は極めて大事な制度と考える。この制度があって、高齢者及び、障害者の権利の保護と自己決定に大きな役割を果たすことになる。今、国会でも本制度の成案検討が始まっていると聞く。公的介護保険制度の審議と共に、この面での成案化を是非進めて欲しい。

- ② 民ベースの分野では、福祉展開の上で大きな機能を持っている「ゾチアルステーション」(ソーシャルステーション)制度も大事な社会制度の1つだと考える。
- ③ 日本ではそのままの展開は難しいが、兵役の良心的拒否者「チビルディーンスト」制度が若い人の福祉の面における人的支援に大きな役割を果たしていることも事実である。日本で同様展開することが出来なくても、学生時代にあるいは、卒業後少なくとも、官に職を求める若者にボランティアの形で何かこの面への参加を要請することが出来ないか。
- ④ ゾチアルアルバイト(ソーシャルワーカー)や、ゾチアルベタゴーク(社会教育士)やアルテンフレーター(老人介護士)等は独では、業務独占で活動している。我が国では、社会福祉士や介護福祉士等の資格制度はあるが業務独占ではなく、名称独占のために完全に独立した専門職種にはなりきれていない。
- ⑤ こういう制度の上であって、初めて「自己責任、自治、連帯」の意味が生きて来るのではないだろうか。
- ⑥ 特に日本においては、質的な問題もあるが、これらの職種や、ホームヘルパーの数で

大きく差があり、2000年の本保険制度の実施時期迄にその体制が整備可能かが心配である。

- ⑦ 日独の住宅事情では、日本の方が全体的に家自体の大きさに制限があるために、在宅介護を中心とした、介護そのものの展開にこのことが問題として浮かび上がっては来ないだろうか。

### 3 介護保険の運営面での課題

- ① 先ず、介護保険の適用対象者は独は全障害者であるが、日本は年齢的に、40歳から64歳までは加齢による障害者のみであり、65歳以上でやっと全体的適用を受けることになる。独の障害者全体の対象と大きく違う。
- ② 要介護者の認定に当り、日本の案では、6段階の認定でありこの点は独に比し細分化されているが、この分類で十分であろうか。
- ③ 要介護度の認定は独はMDKにより、日本の案では、介護認定審査会が認定を行なうが、独において当初大変な認定に対する不満が噴出し、介護保険そのものを混乱させたのだが、日本においては、前者の轍を踏まないノウハウを見つけることが大事である。
- ④ 介護保険から給付される額で在宅介護が可能か。独でも現在の最重度の要介護者に対する給付額、月2800マルクでは満足な介護を受けられないという不満があるようで、依然として社会扶助を使つての介護展開の存在が可成のウェイトがあると聞く。
- ⑤ サービス内容についても、独の先行したサービス内容と日本のサービス内容を良く比較して、その漏れのないように精査すべきである。現在、ホームヘルプサービスの中でも大きなウェイトを持っている家事の問題をどうするのか。又、配食サービス等の問題をどうするのか。現在の案では、これらのサービスは含まれていない。これらは、「基準該当在宅サービス」で運営出来るのか。細かな運営面の精査が必要であり、現在の公的介護保険制度の高さと巾が理解される範囲に拡大されることが極めて必要である。
- ⑥ 日本において、本保険は、保険者が市町村になるために、多種にわたるサービスを全国共通のレベルで展開出来るのか、大変心配で